

豊見城市 脳がんじゅう教室事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱（平成28年3月29日告示48号）に基づき、加齢により認知機能が低下し家庭生活や社会生活に支障をきたす状態に陥る事がないよう、脳の活性化と高齢者の生活の質の向上を図り、認知症予防及び社会参加の促進を目的に実施するものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は豊見城市（以下「市」という。）とする。ただし、事業内容及び利用者の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる者に対して、事業を委託するものとする。（以下「受託者」という。）委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 対象者は、豊見城市在住であり、かつ要綱第4条、別表中一般介護予防事業の対象者（1）第1号被保険者とする。

(利用者)

第4条 利用者は、前条の利用対象者のうち、申込期間中に事業へ申し込み、健康上事業利用に問題のない者とする。ただし、実施場所の定員を超える場合、選考が必要な場合については等、市長が適当と認めた者とする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、仕様書のとおりとする。

(利用の中止等)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止又は終了させることができる。

- (1) 感染症にかかり、他の者に感染させるおそれがあると認められるとき。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけるとき。
- (3) 専門スタッフにより、心身の状況が事業の利用に耐えられないと判断されたとき。
- (4) その他事業を利用することが不相当であると認めたとき。

(利用料)

第7条 事業の利用料は、原則として無料とする。ただし、利用者負担が適当と認められる費用については、自己負担させることができる。

(記録管理等)

第8条 実施機関は、事業の実施状況や利用者台帳その他必要な書類を備え、事業に係る経理状況を明らかにし、事業実績等について事業終了後速やかに市長に報告しなければならない。

事業に関する全ての書類を、事業実施の翌年4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(秘密の保持及び個人情報の保護等)

第9条 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の関係規定に従い、別に定める「個人情報取扱特記事項」（契約書に添付）を遵守するものとする。また、業務期間中および業務終了後において、個人情報その他業務上知り得た内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、豊見城市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月18日から施行する。

この要領は、令和3年7月6日から施行する。

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

この要領は、令和5年5月16日から施行する。

この要領は、令和6年4月5日から施行する。